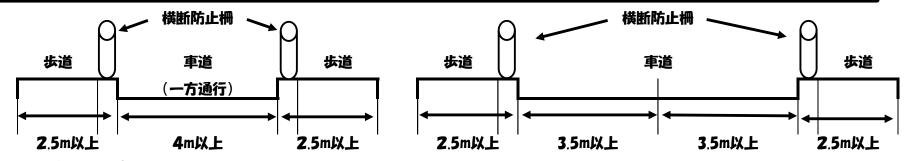
- 1 歩道を設置する場合
 - ・バリアフリー対策として、車いすどうしのすれ違いが可能な歩道幅員が必要
 - ・車両の通行や駐車場の出入りに支障が出ない車道幅員が必要
 - ①配達車両や救急車両が駐停車していても、通り抜けられる
 - ②駐車場から車道へ出るとき、反対側の歩道に乗り上げずに出られる
 - ・警察との協議や地域団体と沿道住民の承諾が必要



- 2 ガードレールを設置する場合
 - ・単断面道路(歩道と車道が同じ舗装構造である)に設置することが出来る
 - ・バリアフリー対策として、車いすどうしのすれ違いが可能な歩道幅員が必要
 - ・車両の通行や駐車場の出入りに支障が出ない車道幅員が必要
 - ①配達車両や救急車両が駐停車していても、通り抜けられる
 - ②駐車場から車道へ出るとき、反対側の歩道に乗り上げずに出られる
 - ・警察との協議や地域団体と沿道住民の承諾が必要

